

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>県が令和元年度から行った調査によると、県内の職人が使用する鉄の道具は、入手先である道具産地において後継者不足・高齢化・需要減による廃業などにより、数年後には道具の供給が途絶える恐れがあるなど危機的な状況となっている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、伝統技術を次の世代へ継承していくため、県内の工芸職人・技術者等からの「道具」や「原材料」等に関する相談を受け付け、課題解決を支援する取組を行う。</p> <p>県内の工芸職人・技術者等が扱う道具や原材料は、各分野によって多種多様であり、職人ごとにきめ細かに対応していく必要がある。</p> <p>そのため、各分野の製品や製造工程、使用する道具等に関する基礎知識に加え、職人や関連団体等との繋がりが必要不可欠である。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>今回、契約相手とした（一社）技の環は、伝統工芸品の製造、伝統建築物の建造及び文化財の保存修理等による伝統技術の継承並びに原材料・道具の課題解決を目的として令和6年2月に設立された法人で、県内の工芸職人・技術者等が使う「道具」や「原材料」に関する幅広い基礎知識を有するとともに、県内外の職人や関連団体等との幅広いネットワークを有している唯一の団体である。</p> <p>以上の理由により、本事業は（一社）技の環を契約相手とする。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。